

(お知らせ)
避難区域等における沢水モニタリングの測定結果について
(平成 26 年 4 月～平成 26 年 6 月採取分)

<福島県政クラブ同時発表>

平成 26 年 7 月 18 日(金)
環境省水・大気環境局
放射性物質汚染対策担当参事官室
代 表:03-3581-3351
直 通:03-5521-9260
参 事 官:秦 康之(7501)
参事官補佐:柳田 貴広(7526)
参事官補佐:西迫 里恵(7528)
担 当:佐藤 滋芳(7539)

環境省では、避難区域等において、平成 24 年 12 月より、住民が飲用する沢水のモニタリングを実施しているところです。

今般、平成 26 年 4 月～6 月の測定結果について取りまとめましたので、公表します。

1. 調査概要

(1) 調査対象

福島県内の避難区域等のうち、要望のあった 9 市町村(飯舘村、大熊町、葛尾村、川内村、川俣町、田村市、浪江町、楡葉町、広野町)において住民が飲用する沢水です。

(2) 調査内容

調査対象 165 箇所の沢水を採水し、放射性物質濃度(放射性セシウム(Cs-134、Cs-137))の測定を実施しました。

2. 結果概要

調査箇所のうち、平成 26 年 4 月～6 月に採取を行った約 200 検体を検査したところ、飯舘村 1 検体で放射性セシウムが検出(Cs-134: 不検出、Cs-137:1.7Bq/L)されましたが、その他の地点、検体では不検出(検出下限値:1Bq/L)でした。

なお、放射性セシウムの検出が見られた検体について、孔径 1 μ m のガラス繊維ろ紙によりろ過し、再度測定した結果、放射性セシウムは不検出(検出下限値:1Bq/L)でした。

<参考 1>

- ・食品衛生法に基づく食品、添加物等の規格基準(飲料水)(平成24年3月15日厚生労働省告示第130号)

放射性セシウム(Cs-134、Cs-137 合計):10Bq/L

- ・水道水中の放射性物質に係る目標値(水道施設の管理目標値)(平成 24 年 3 月 5 日付け健水発 0305 第 1 号厚生労働省健康局水道課長通知)

放射性セシウム(Cs-134、Cs-137 合計):10Bq/L

<参考 2>



○採水地点の例(飯舘村)



○採水地点の例(葛尾村)

<参考 3>

前回公表(平成 26 年 4 月 25 日)した沢水モニタリング測定結果の概要

- ・平成 25 年 12 月～平成 26 年 3 月における調査箇所は、155 箇所。
- ・期間中に採取した約 1,200 検体のうち、8 検体で放射性セシウムを検出(Cs-134:不検出～1.3Bq/L、Cs-137: 1.3～2.4Bq/L)、その他はすべて不検出。

3. その他

市町村ごとの測定結果については、下記ホームページ上にも掲載しています。

http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/results_r-mr.html